

ドイツの再生可能エネルギー法

渡邊 斉志

はじめに

- 1 電力供給法
- 2 電力供給法の第一次改正
- 3 電力供給法の第二次改正
- 4 再生可能エネルギー法の制定
- 5 買取義務量の上限の引上げ
- 6 再生可能エネルギー法の第一次改正
- 7 再生可能エネルギー法の第二次改正
- 8 再生可能エネルギー法の全面改訂

おわりに

翻訳 電力分野における再生可能エネルギー法を新たに定めるための法律（抄）

はじめに

ドイツにおいては、一次エネルギー消費全体に占める再生可能エネルギーの割合は現在でも2.7%に過ぎず、石油をはじめとする化石燃料への依存度が依然として高い水準を保っている。しかし、ドイツは風力による発電量で世界最大、太陽エネルギーによる発電量で日本に次いで世界第2位であるという事実が示すように、その再生可能エネルギー振興策が一定の実績を挙げてきたことは間違いない。

ドイツが、このように再生可能エネルギーに力を注いでいるのは、エネルギー源の多様化・国産化を図るというエネルギー安全保障上の動機とともに、温室効果ガスの排出抑制という環境政策上の動機が存在しているためであり、この点においては他の先進国と同様である。

だが、さらに微視的に見れば、ドイツ特有の事情が存在していることも明らかになる。

まず、環境政策分野においては、気候変動枠

組条約京都議定書が示す枠組みの中で政策判断を行わなければならない。京都議定書がドイツに求めている温室効果ガスの排出量削減目標は、2012年までに1990年比で8%削減というものであるが、欧州連合はさらに「京都議定書の承認に関する理事会決定 2002/358/EG」の附則IIにおいて、ドイツの削減目標を1990年比で21%としている。したがって、ドイツは、こうした厳しい目標を達成するために、化石燃料の使用を抑制する必要に迫られていると言える。

しかし、ドイツは国産のエネルギー源として石炭を有しており、^(注3) 衰退傾向にあるとはいえ石炭産業は現在でも一定程度の雇用機会を提供している。そのため、化石燃料の使用の減少が、雇用機会の大規模な喪失を招くことは回避しなければならない。^(注4)

しかも、原子力発電の廃止を党是に掲げる90年連合／緑の党（以下、「緑の党」という。）が政権に参加していることもあり、2002年には、すべての原子力発電所を順次閉鎖することを内容とした法律「電力の営業的生産に向けての核エネルギーの利用の整然とした終結に関する法律」が制定された。^(注5) このことは、火力発電を原子力発電に転換することによって温室効果ガスの排出を減らすという方法が、選択肢から除外されたことを意味している。

つまり、ドイツは、エネルギー政策において、石炭産業の縮小という産業構造上の変化と化石燃料の使用の抑制によって生じる雇用機会の減少に対処し、^(注6) かつ、原子力発電に代わるエネルギー源を確立するという二元方程式に直面しているのである。

1 電力供給法

再生可能エネルギー振興に関する立法の端緒となったのは、1991年に制定された「再生可能エネルギーから生産した電力の公共系統への供給に関する法律（電力供給法^(注7)）」である。

この法律は、水力、風力、太陽エネルギー、廃棄物ガス、汚泥ガス、および農業もしくは林業による生産物または生物由来の残渣から生産された電力の買取義務を電力供給事業者に課することを柱としている。ただし、水力、廃棄物ガスまたは汚泥ガスによる発電施設のうち、出力が5メガワット以上の施設^(注8)で生産された電力については、買取義務は免除されている。

買取価格は、電力の小売価格に対する比率で定められている。特に優遇されているのが風力と太陽エネルギーによって生産された電力で、これらの買取価格は全消費者に対する小売価格の平均額の90%となっている。一方、水力、廃棄物ガス、汚泥ガス、および農業もしくは林業による生産物または生物由来の残渣から生産された電力については、小売価格の75%（ただし、出力が500キロワット超の施設で生産された電力については、500キロワットまでは75%、それ以上の部分については65%）である。

2 電力供給法の第一次改正

電力供給法は、1994年に部分的に改正されている^(注9)。

この改正のポイントは次の二つであった。

1点目は、木材加工業による生産物または生物由来の残渣から生産された電力についても、買取義務が課されるようになったことである。

2点目は、風力と太陽光以外のエネルギー源（水力、廃棄物ガス、汚泥ガス、および農業、林業もしくは木材加工業による生産物または生物由来の残渣）によって生産された電力に対する買取価格が、小売価格の75%から80%へと引

き上げられたこと（出力500キロワット超の場合には、従来どおり65%に低減される）である。

3 電力供給法の第二次改正

電力供給法は、1998年にも改正されている^(注10)。

この改正では、水力、廃棄物ガス、汚泥ガスに加えて、バイオマス（この改正により、それまで用いられていた「農業、林業もしくは木材加工業による生産物または生物由来の残渣」という表現が「バイオマス」に改められた）による発電施設についても、出力が5メガワット以上の施設で生産された電力については、買取義務が免除された。

また、買取義務を課される電力の生産地に電力供給事業者が存在しない場合には、その場所から最も近い場所にある配電事業者が買取義務を負うこととされた。これは、電力業の自由化に伴う送配電分離に対応するために設けられた規定である。

さらに、買取義務に量的な上限が設けられた。電力供給法の規定に基づいて買い取った電力が、電力供給事業者が1年間に供給する電力の5%を超える場合には、超過部分については買取義務が生じないこととされたのである。また、同法に基づく電力買取が電力小売価格の上昇を引き起こす場合にも、買取義務は免除されるとの規定も設けられた。これらは、再生可能エネルギーの普及が進んだことで、割高な価格でそれを買い取らなければならない電力会社の経営が圧迫されることに配慮したものである。

4 再生可能エネルギー法の制定

再生可能エネルギー法は、2000年4月から施行された^(注11)。同法は、電力供給法の内容を全面的に見直したもので、同法の施行と同時に電力供給法は失効した。

再生可能エネルギー法は、再生可能エネルギーの普及促進を目的としている点においては

電力供給法の延長線上にあると見なすことができるが、幾つかの重要な変更を含んでいる。

まず、再生可能エネルギー法は、全エネルギー消費に占める再生可能エネルギーの割合を2010年までに2倍にするという数値目標を掲げているが、これは、EUが掲げている目標に対応したもので、再生可能エネルギー政策が、ドイツ一国のみならずEUレベルでも採用されたことを窺わせる規定である。ちなみに、同法が制定された2000年の時点における、ドイツの全エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合は2.6%であった。^(注12)

また、再生可能エネルギーによって生産された電力の買取価格について、固定価格制度が導入された。上述したように、電力供給法では、再生可能エネルギーによる電力の買取価格は小売価格に対する比率で定められていた。しかし、この制度の下では、小売価格が変動すれば、それに合わせて買取価格も上下するので、再生可能エネルギーによる発電を行う者の収入は不安定なものにならざるを得なかった。これに対し、新たな制度では、一定の価格での買取りが補償される。そのため、再生可能エネルギーによる発電に伴う経済的なリスクを将来にわたって見通すことが容易となり、再生可能エネルギー事業への新規参入がより一段と促されることとなった。

さらに、電力供給法の規定に基づき買取りが義務付けられていた風力、太陽光エネルギー、水力、廃棄物ガス、汚泥ガス、バイオマスに加えて、新たに地熱と坑内ガスも補償の対象とされた。^(注13)

買取義務を免除される発電施設の規模も変更された。水力、廃棄物ガス、汚泥ガスによる発電施設については、買取義務の対象となる出力の上限は5メガワットのままだが、バイオマス発電施設についてはこれが20メガワットに引き上げられ、振興が図られることとなった。一方、

太陽光エネルギーについては、発電以外を主たる用途とする建造物に発電設備が設置された場合には5メガワット、それ以外の場合には100キロワットという上限が新たに設けられ、建物の屋根の上などに発電設備を置くことが推奨された。

また、再生可能エネルギーによる発電の生産効率を高めることにインセンティブを与えるため、買取義務が課される期間が20年に限定された。これにより、再生可能エネルギーによる発電を行う者は、生産効率を高めるための努力を怠った場合には、長期的には収益性の低下が見込まれることとなった。

そのほか、エネルギー源ごとに買取価格に差が設けられた。これは、エネルギーの特性や普及の程度等を勘案して次のようにきめ細かく定められた（金額はいずれも1キロワット時あたりのもの。なお、1セントは100分の1ユーロで約1.3円）。

- ・水力、廃棄物ガス・汚泥ガス
 - 7.67セント（500キロワット以下）
 - 6.65セント（500キロワット超）
- ・バイオマス
 - 10.23セント（500キロワット以下）
 - 9.21セント（5メガワット以下）
 - 8.70セント（5メガワット超）
- ・地熱
 - 8.95セント（20メガワット以下）
 - 7.16セント（20メガワット超）
- ・風力
 - 9.10セント（稼動から5年以内）
 - 6.19セント（稼動から5年超）
 ただし、2002年1月1日以降に稼動した施設については1.5%ずつ引き下げられる。
- ・太陽光エネルギー
 - 50.62セント

買取義務に対する量的な上限は、太陽光エネルギーについてのみ設けられた。すなわち、太陽光エネルギーにより生産された発電施設の出力の合計が350メガワットに達した年の翌年の12月31日以降に稼動した発電施設は、買取義務の対象外とされたのである。したがって、この350メガワットという数値は、再生可能エネルギー法が制定された時点においては一種の目標値としての意味を持っていたということになる。^(注14)

このように、同法には、再生可能エネルギーの普及目標の設定や固定価格買取制度の導入など、再生可能エネルギーの振興を一段と加速させる規定が盛り込まれている。これは、1998年に連邦レベルで政権交代があり、再生可能エネルギーを重視する緑の党が与党に加わったことで、再生可能エネルギーがエネルギー政策の中で占める比重が増したためであると考えられる。

5 買取義務量の上限の引き上げ

前項で述べたように、再生可能エネルギー法では、太陽光エネルギーによる電力の買取義務には、発電施設の出力の総和に350メガワットという上限が設定されていた。しかし、太陽光エネルギーの順調な普及によって発電量がこの数値に接近し、近い将来買取補償を受けられなくなるとの懸念が生じた。そのため、こうした不安を払拭し、太陽光エネルギーの開発への投資が鈍らないようにするために、2002年7月末からこの上限は1000メガワットに引き上げられた。^(注15)

6 再生可能エネルギー法の第一次改正

2003年7月から再生可能エネルギー法第一次改正法が施行された。^(注16) この法律は、エネルギー集約型企业について、買取義務を緩和するための規定を再生可能エネルギー法に導入することにより、相対的に割高な再生可能エネルギーに

よる電力を大量に購入せざるをえないこれらの企業の負担を軽減するためのものである（買取義務を課されているのは電力供給事業者か配電事業者であるが、小売電力に価格転嫁されるため、実際に費用負担を負っているのは最終消費者である）。

具体的には、次の条件を満たす企業は、購入電力量の100ギガワット時を超える部分について、再生可能エネルギーによる電力の買取りに伴って発生する付加的なコストが、1キロワット時につき0.05セントに抑えられることとされた。これは、実際のコストの2分の1程度の水準である。

- ・直近12か月間の消費電力が100ギガワットを超えていること。
- ・総付加価値に占める電気料金の割合が20%を超えていること。
- ・再生可能エネルギーによる電力の買取りが当該企業の競争力に決定的な悪影響を及ぼしていること。

ただし、この改正法は2004年7月1日までの時限立法とされた。これは、この法律によって導入される優遇措置が再生可能エネルギーの普及にどのような影響を及ぼすかを、一定期間経過後に評価すべきであるとの考えに基づいた措置である。

7 再生可能エネルギー法の第二次改正

再生可能エネルギー法第二次改正法は2004年1月から施行された。^(注17) この改正は、太陽光エネルギーの拡充に焦点を絞ったものである。

連邦政府は、1999年から太陽光エネルギー普及事業「10万戸の屋根」（10万戸の家屋の屋根に太陽光エネルギー発電施設を設置することを目標とした補助金の支給等）を行ってきた。しかし、この事業が2003年に終了し、また、太陽

光エネルギー発電施設の出力の総計が、再生可能エネルギー法に規定する買取義務が適用される上限（第5項参照）に接近したため、その普及にブレーキがかかることが懸念される状況となった。

他方、この頃、連邦政府は再生可能エネルギー法の全面改正を準備していたが、野党との調整に手間取っていた。そのため、差し当たり、太陽光エネルギーに関する規定だけが先行して改正されることとなったのである。

この改正により、太陽光エネルギーによる電力に対する買取補償に関する規定は次のような内容に改められた。主な改正点は、買取義務量の撤廃、出力に応じた買取補償額の差別化、太陽光エネルギーによる発電を主目的としていない施設の優遇等である。

- ・買取義務量の上限を撤廃する。
- ・太陽光エネルギーによる発電を主たる目的とした施設が生産した電力に対する買取補償額は、1キロワット時あたり45.7セントとする。
- ・太陽光エネルギーによる発電を行う施設が建築物に接して設置された場合には、買取補償額は、出力30キロワット以下の施設については1キロワット時あたり11.7セント、出力30キロワット超の施設については8.9セント、出力100キロワット超の施設については8.3セントずつ増額される。
- ・太陽光エネルギーによる発電を行う施設が建築物の一部（例えば屋根）として設置された場合には、買取補償額はさらに1キロワット時あたり5セントずつ増額される。
- ・買取義務が発生するのは、太陽光エネルギーによる発電を行う施設が地方公共団体によって条例化された地区整備計画の適用地域等に設置された場合に限られる。
- ・買取補償額は、2005年1月以降に稼動した施設については、稼動が1年遅れるごとに5%

ずつ引き下げられる。

8 再生可能エネルギー法の全面改訂

再生可能エネルギー法を全面的に改訂する法律「電力分野における再生可能エネルギー法を新たに規定するための法律」^(注18)は、2004年8月から施行された。この法律は、再生可能エネルギー法を廃止すると同時に、同法の内容を大幅に改めた同名の法律を新たに制定することを主な内容としている。

従前の再生可能エネルギー法（以下、「旧法」という。）との異同は多岐にわたっているので、以下では、新たに制定された再生可能エネルギー法（以下、「新法」という。）の概要のみを記す。

（数値目標の設定）

新法は、再生可能エネルギーによる電力が総電力供給に占める割合を2010年までに12.5%、2020年までに20%とするという目標を掲げている。このうち、2010年の12.5%という目標値は、欧州連合の指令「域内電力市場において再生可能なエネルギー源からの電力生産を促進するための2001年9月27日の欧州議会及び理事会の指令」^(注19)で規定されたドイツの国別目標値と一致しており、EUレベルでの政策協調の進展を反映したものと解することができる。

なお、ドイツで再生可能エネルギーからの電力が電力全体に占める割合は、2001年時点で7.8%^(注20)である。

（再生可能エネルギーの定義）

旧法が、再生可能エネルギー法に基づく買取補償の対象となるエネルギー源を列記していただけであったのに対し、新法では、再生可能エネルギーの定義を行っている。すなわち「再生可能エネルギーとは、波力エネルギー、潮汐エネルギー及び海流エネルギーを含む水力、風力

エネルギー、太陽光エネルギー、地熱、バイオガス、廃棄物ガス及び汚泥ガスを含むバイオマス並びに家庭廃棄物及び産業廃棄物の生分解可能な部分から生産されたエネルギーをいう。」(第3条) というものである。

(買取補償額の見直し)

買取補償額は、殆どのエネルギー源について見直しが行われている。

水力によって生産された電力については、出力500キロワット以下の施設については1キロワット時あたり9.67セント、出力5メガワット以下の施設については1キロワット時あたり6.65セントと、小規模施設が一段と優遇されている。

廃棄物ガス・汚泥ガス・坑内ガスによって生産された電力については、旧法の下ではバイオマスと同一の規定が適用されていたが、新法では、独自の買取補償額が定められた。ただし、出力500キロワット以下の施設については1キロワット時あたり7.67セント、出力5メガワット以下の施設については(坑内ガスについては5メガワット超の施設についても)1キロワット時あたり6.65セントと、基本的に従来どおりの水準となっている。

バイオマスによって生産された電力については、出力150キロワット以下の施設については1キロワット時あたり11.5セント、出力500キロワット以下の施設については1キロワット時あたり9.9セント、出力5メガワット以下の施設については1キロワット時あたり8.9セント、出力5メガワット超の施設については1キロワット時あたり8.4セントと、150キロワット超500キロワット以下の施設規模を除いて、買取補償額の下限が引き上げられ、優遇が強化されている。

地熱によって生産された電力については、出力5メガワット以下の施設については1キロ

ワット時あたり15セント、出力10メガワット以下の施設については1キロワット時あたり14セント、出力20メガワット以下の施設については1キロワット時あたり8.95セント、出力20メガワット超の施設については1キロワット時あたり7.16セントと、小規模施設への優遇が図られている。

風力によって生産された電力については、稼働から5年以内は1キロワット時あたり8.7セント(ただし、一定の発電効率を達成した場合に限られる)、それ以降は1キロワット時あたり5.5セントと、いずれの場合も買取補償額の下限は引き下げられ、優遇が縮小されている。これは、既に風力発電は相当程度普及し、風力発電施設の建設に適した立地が少なくなっていることを踏まえたものと考えられる。ただし、海上に設置された発電施設(オフショア施設)については更なる開発の余地があることから、1キロワット時につき6.19セント以上(稼働後12年間はさらに1キロワット時につき2.91セントずつ増額)とされ、旧法で定められた買取補償水準が維持されている。

太陽光エネルギーによって生産された電力については、旧法の第二次改正によって既に補償額が改められたところでもあり、従来どおりの補償水準となっている(前項参照)。

(エネルギー集約型企業の優遇)

エネルギー集約型企業の負担を軽減するために、1年間に消費した電力が10ギガワットを超え、かつ、総付加価値に占める電気料金の割合が15%を超えた製造業者および鉄道会社は、購入電力量の10ギガワット時を超える部分について、再生可能エネルギーによる電力の買取りに伴って発生する付加的なコストが、1キロワット時につき0.05セントに抑えられることとされた。

旧法では、優遇措置を受けるためには、消費

電力量が100ギガワット超、総付加価値に占める電気料金の割合が20%超とされていたことを考えれば、新法によって優遇対象が拡大されたと見なすことができる。

おわりに

ドイツは、これまで紹介してきたような法整備を通じて、再生可能エネルギーの振興に一貫して取り組んできた。その結果、風力発電では世界最大の発電量を誇るようになり、また、太陽光発電でも、世界をリードする我が国を急速に追い上げている。

しかし、今後もこうした傾向が続くかどうかは不透明である。というのも、現在、与野党間にはエネルギー政策において対立が見られるからである。

意見対立が最も先鋭化しているのは原子力発電政策である。本稿冒頭でも述べたように、現政権は、原子力発電所の順次閉鎖を進めている。しかし、最大野党であるキリスト教民主／社会同盟（CDU/CSU）は、政権を奪取した暁には、原子力発電政策を転換し、核エネルギーの活用を拡大することを表明している。そして、各種世論調査を見る限り、野党の支持率は恒常的に与党を上回っており、^(注21) 次回の連邦議会議員選挙で政権交代が行われる可能性は高いと見られている。仮にCDU/CSUが政権に就くことになれば、原子力発電への傾斜がこれまでより強まることは確実であり、そうなれば、再生可能エネルギーがエネルギー政策に占める比重が小さくなることも十分に予想される。^(注22)

なお、本稿の後に、2004年8月から施行されている「電力分野における再生可能エネルギー法を新たに定めるための法律」のうち、再生可能エネルギー法（新法）^(注23)の本文全文と、その施行に関する規定の一部の翻訳を掲載した。

注

- (1) StaiB, Frithjof. *Jahrbuch Erneuerbare Energien 02/03*. Radebeul: Biebertstein, 2003, S.I-2.
 - (2) 経済産業省編『エネルギー白書 2004年版』2004, p.228.
 - (3) 2001年時点において、石炭はドイツの全エネルギー供給の24%を占めているが、褐炭の99%、瀝青炭の43%が国産である。
op. cit. (1) S. II-8.
 - (4) 2002年に石炭業に従事している人の数は6万1000人である（数値は下記の文献による）。
Statistisches Bundesamt. *Statistisches Jahrbuch 2004*. Wiesbaden, 2004. S.391.
 - (5) Gesetz zur geordneten Beendigung der Kernenergienutzung zur gewerblichen Erzeugung von Elektrizität (BGBl. I 2002 S.1351)
 - (6) 連邦政府は、折に触れ、再生可能エネルギー産業の雇用創出力をアピールしているが、これは、再生可能エネルギー振興に国民の支持を動員するためには、労働市場政策上の効果をアピールする必要があると政府が認識していることの表れであると解することができる。
 - (7) Gesetz über die Einspeisung von Strom aus erneuerbaren Energien in das öffentliche Netz (Stromeinspeisungsgesetz) (BGBl. I 1990 S.2633)
 - (8) 1000ワット = 1キロワット、1000キロワット = 1メガワット、1000メガワット = 1ギガワット
 - (9) Gesetz zur Sicherung des Einsatzes von Steinkohle in der Verstromung und zur Änderung des Atomgesetzes und des Stromeinspeisungsgesetzes (BGBl. I 1994 S.1618)
 - (10) Gesetz zur Neuregelung des Energiewirtschaftsrechts (BGBl. I 1998 S.730)
 - (11) Gesetz für den Vorrang Erneuerbarer Energien (Erneuerbare-Energien-Gesetz-EEG) sowie zur Änderung des Energiewirtschaftsgesetz und des Mineralölsteuergesetzes (BGBl. I 2000 S.305)
- 再生可能エネルギー法は、正式名称を「再生可能エ

エネルギー優先法」と言い、「再生可能エネルギー優先法並びにエネルギー経済法及び鉱油税法を改正するための法律」の第1章で制定されたものである。

- (12) *Renewable Energy, Market & Policy Trends in IEA Countries*. Paris: International Energy Agency, 2004, p.290.
- (13) 電力供給法では「太陽エネルギー (Sonnenenergie)」という用語が用いられていたが、再生可能エネルギー法では「太陽光エネルギー (solare Strahlungsenergie)」という用語に改められている。そこで、本稿でも、電力供給法の解説においては「太陽エネルギー」、再生可能エネルギー法の解説においては「太陽光エネルギー」の語を用いることとする。
- (14) 当時、連邦政府は、10万戸の住宅の屋根に太陽光エネルギー発電施設を設置するという施策（第7項参照）を推進していたが、その達成により300メガワットの発電量の実現が見込まれていた。
- (15) Gesetz zur Änderung des Mineralölsteuergesetzes und anderer Gesetze (BGBl. I 2002 S.2778)
- (16) Erstes Gesetz zur Änderung des Erneuerbare-Energien-Gesetzes (BGBl. I 2003 S.1459)
- (17) Zweites Gesetz zur Änderung des Erneuerbare-Energien-Gesetzes (BGBl. I 2003 S.3074)
- (18) Gesetz zur Neuregelung des Rechts der Erneuerbaren Energien im Strombereich (BGBl. I 2004 S.1918)
- (19) Richtlinie 2001/77/EG des Europäischen Parlaments und des Rates vom 27. September 2001 zur Förderung der Stromerzeugung aus erneuerbaren Energiequellen im Elektrizitätsbinnenmarkt (ABl. L 283 vom 27. Oktober 2001, S.33)
- (20) *ibid.*, S.39.

- (21) 現在の連邦議会議員の任期は2006年秋までであったが、連邦議会議員選挙を1年前倒しし、2005年9月に実施することが決定され、告示された (BGBl. I 2005 S. 2170)。しかし、これに対しては、連邦憲法裁判所に憲法異議の訴えが提起されている。そのため、本稿執筆時点 (2005年8月8日) においては、正確な選挙実施時期を予測することは困難である。
- (22) CDU/CSU は、連邦政府に対しエネルギー政策のプログラムを明らかにするよう求めて連邦議会に提出した動議において、連邦政府はイデオロギー的な政策を展開することでエネルギー価格の上昇、雇用の喪失、エネルギー産業への投資の縮小などをもたらしているとして、これを厳しく批判している (BT Drucksache 15/4844)。
- (23) 同法は、制定後、現在に至るまで改正されていない。2004年10月には、電力の買取補償に関して当事者間に紛争が生じるのを防ぐために、電気通信郵便規制庁 (RegTP) に買取補償の実施状況を監視させることなどを内容とした再生可能エネルギー法改正法案が連邦政府によって連邦議会に提出された (BT Drucksache 15/3923)。しかし、CDU/CSU などがこの法案に反対している模様であり、現在も審議未了となっている。

参考文献

- ・田北廣道「EU エネルギー政策の基本理念と戦略—日欧のエネルギー政策の比較に向けて—」『政策分析2000—21世紀への展望—』九州大学出版会, 2001. 1, pp.303-335.
- ・「ドイツにおける新エネルギー等実態調査」『NEDO 海外レポート』2004年度第4号, 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構, 2004. 7. 21.

(わたなべ ただし・海外立法情報課)

電力分野における再生可能エネルギー法を新たに定めるための法律^(原注1)[抄]

Gesetz zur Neuregelung des Rechts der Erneuerbaren Energien im Strombereich

Vom 21. Juli 2004 (BGBl. I 2004 S.1918)

渡邊 斉志訳

連邦議会は、次の法律を議決した。

第1章 再生可能エネルギーを優先するための法律（再生可能エネルギー法 -EEG）

第1条 本法の目的

- (1) この法律は、特に、大気保全、自然保護及び環境保護のために、エネルギー供給の持続的な発展を可能にし、長期的な外部効果をも取り込みながらエネルギー供給の国民経済上の費用を削減し、自然及び環境を保護し、化石燃料エネルギー源を巡る紛争の回避に寄与し、並びに、再生可能エネルギーから電力を生産するための技術の発展を支援することを目的とする。
- (2) この法律は、さらに、電力供給における再生可能エネルギーの割合を2010年までに少なくとも12.5%に、2020年までに少なくとも20%に上昇させることに寄与することを目的とする。

第2条 適用範囲

- (1) この法律は、次の各号について定める。
 1. 再生可能エネルギーから、又はドイツの排他的経済地域を含む連邦領域（この法律の適用地域）における坑内ガスから電力を生産する施設の、電気を一般に供給するための系統への優先連系
 2. 再生可能エネルギーから生産された電力の、配電事業者（Netzbetreiber）による優先的な買取り（Abnahme）、伝送（Übertragung）及び補償（Vergütung）
 3. 買い取られ、かつ補償された電力の連邦全

土での調整

- (2) この法律は、ドイツ連邦共和国の[国土の]25%超又は一州に属し、かつ、2004年7月31日までに稼動した施設には適用されない。

第3条 概念の定義

- (1) 再生可能エネルギー（Erneuerbare Energien）とは、波力エネルギー、潮汐エネルギー及び海流エネルギーを含む水力、風力エネルギー、太陽光エネルギー、地熱、バイオガス、廃棄物ガス及び汚泥ガスを含むバイオマス並びに家庭廃棄物及び産業廃棄物の生分解可能な部分から生産されたエネルギーをいう。
- (2) 施設（Anlage）とは、再生可能エネルギー又は坑内ガスから電力を生産するための、独立した技術的な設備の一をいう。同種の再生可能エネルギー又は坑内ガスから電力を生産するための複数の施設で、この法律の適用地域に設置され、かつ、その運営のために技術的に必要な共通の設備又は建築上の施設と直接的に結合しているものは、第6条から第12条までの規定において別段の定めがない限り、単一の施設とみなすものとし、運営のために技術的に必要でないものとは、特に逆変換装置、道路、系統連系設備（Netzanschlüsse）、計測設備、管理設備及び監視設備をいう。
- (3) 施設管理運営者とは、所有権の有無を問わず、再生可能エネルギーからの電力生産を目的として施設を利用する者をいう。
- (4) 稼動とは、技術的な運転準備を整えた後、又は費用が運転のために技術的に必要な設備及び建築上の施設を含む施設全体の新設費用

の少なくとも50%に達する改修を行った後に、施設を最初に運転することをいう。

- (5) 施設の出力とは、施設が、規定どおりの運転を行った際に、短時間かつ僅少な偏差の有無にかかわらず、時間的制約無しに技術的にもたすことができる有効電力をいう。補償額の基準となる出力を確定する際には、予備としてのみ用いられている出力は考慮されない。
- (6) 系統とは、一般に供給する電力を伝送し、かつ分配するための、相互に結合した技術的な設備の総体をいう。
- (7) 配電事業者とは、電力を一般に供給するためのすべての電圧の系統の管理運営者をいう。送電系統運用者とは、下位系統に対し電力を地域横断的に伝送する高圧系統及び超高圧系統の制御に責任を有する (regelverantwortlich) 配電事業者をいう。

第4条 買取義務及び伝送義務

- (1) 配電事業者は、再生可能エネルギー又は坑内ガスから電力を生産するための施設を、遅滞無く、優先的に、自らの系統に連系し、かつ当該施設によって提供される再生可能エネルギー又は坑内ガスから生産された電力のすべてを買い取り、かつ伝送する義務を負う。第1文の規定に基づく買取義務は、第15条第3項の規定に基づく施設登録簿が設置された後、施設管理運営者が登録簿への施設の登録を申請した場合にのみ発生する。第12条第1項の規定にかかわらず、施設管理運営者及び配電事業者は、買取りの優先についての例外が、系統への施設の統合を改善するものとなる場合には、これを契約により取り決めることができる。配電事業者は、第3文の規定に基づく取決めによって生じた費用を、証明された範囲で、系統利用の対価を算出する際に計上することができる。

- (2) 他の系統が、技術的及び経済的により有利な連系点を有していない場合には、施設の所在地から受入れに技術的に適した系統までの距離が最短である配電事業者が、第1項第1文の規定に基づく義務を負う。電力の買取りが、第1項第1文の規定に基づく優先にかかわらず、経済的に期待しうる系統の拡張によって初めて可能となる場合にも、当該系統は技術的に適しているものとし、この場合において、配電事業者は、電力の供給を行おうとする者の求めに応じて、拡張を遅滞無く行う義務を負う。当該施設が他の法規定に基づく承認を必要とする場合には、当該施設の管理運営者が、承認、部分的承認又は仮回答を示したときに限り、第2文に基づく拡張義務が発生する。この拡張義務は、系統の管理運営に必要な技術的設備の全体、及び配電事業者の所有地に所在し、又は配電事業者が所有する連系施設に及ぶ。

- (3) 第1項第1文の規定に基づく優先連系義務は、系統又は系統範囲の許容負荷が、再生可能エネルギー又は坑内ガスから生産した電力によって、一時的に、完全に、上限に達した場合にも発生するが、当該施設が、系統に過重な負荷がかかった際に供給量を削減するための技術的な設備を装備していない場合はこの限りでない。当該施設で生産された電力の第1項第1文の規定に基づく優先買取義務は、系統又は系統範囲の許容負荷が、当該施設に一時的に連系された、再生可能エネルギー又は坑内ガスから電力を生産するための施設からの電力によって完全に上限に達していない限りにおいて発生するが、第2項第2文の規定に基づいて遅滞無く拡張を行う義務の適用を妨げない。配電事業者は、施設管理運営者の求めに応じて、電力を買い取らない場合には、第2文の規定に基づく前提が存在することを、4週間以内に、書面で、追試可能な計

算を示して証明する義務を負う。

- (4) 系統の調和性についての追試可能な審査に必要な系統のデータ及び施設のデータは、配電事業者若しくは供給を行おうとする者の計画のために、又は系統の適正性を確定するために必要な範囲で、申立てにより、8週間以内に示されなければならない。
- (5) 第1項第1文の規定に基づく優先買取義務及び優先伝送義務は、施設が、その管理運営者若しくは第3条第7項における意味での配電事業者でない第三者の系統に連系され、かつ、その電力が、当該系統の商業的使用を通じて(mittels kaufmännisch-bilanzieller Durchleitung) 第3条第6項の規定に基づく系統に提供されている場合にも発生する。
- (6) 送電系統運用者(vorgelagerte Übertragungsnetzbetreiber)は、系統運営者により第1項から第5項の規定に基づいて受け入れられたエネルギー量を、優先的に買い取り、かつ、伝送する義務を負う。電力を引き渡す権利を有する配電事業者の系統範囲において国内の伝送系統が管理運営されていない場合には、第1文の規定に基づく買取義務及び伝送義務は、最も近くにある国内の送電系統運用者が負う。第1文の規定は、他の配電事業者に準用する。

第5条 補償義務

- (1) 配電事業者は、再生可能エネルギー又は坑内ガスのみを使用する施設で得られ、又は、当該施設が第4条第1項又は第5項の規定に基づいて買い取った電力に対し、第6条から第12条までの規定を基準として補償を行う義務を負う。
- (2) 送電系統運用者は、第4条第6項の規定に基づいて配電事業者によって買い取られ、かつ、当該配電事業者により第1項の規定に基づいて補償されたエネルギー量に対し、第6

条から第12条までの規定に応じて補償を行う義務を負う。補償から、適切な慣行に基づいて調査し、除外すべき系統利用の対価が控除されなければならない。第4条第6項第2文の規定を準用する。

第6条 水力により生産された電力に対する補償

- (1) 出力5メガワット以下の水力発電施設によって生産された電力に対する補償額は次のとおりとする。
1. 出力500キロワット以下の施設については、1キロワット時につき9.67セント以上
 2. 出力5メガワット以下の施設については、1キロワット時につき6.65セント以上
- 第1文の規定は、2008年1月1日以降に認可された出力500キロワット以下の流込式水力発電施設が、次の各号に掲げる条件のいずれかを満たし、かつ、それにより良好な環境状態が達成されたこと、又は、従前の状態よりも環境状態が著しく改善したことが証明された場合にのみ適用される。
1. 全部若しくは一部が既に存在し、又は、水力発電以外の目的を優先して設けられた閘門(Staustufe)若しくは水門(Wehranlage)と近接して設置されていること。
 2. 流水路を遮断する建造物を設けていないこと。
- (2) 出力5メガワット超150メガワット以下の水力発電施設によって生産された電力は、次の各号に掲げる条件が満たされた場合にのみ、この法律の規定に基づき補償を受けることができる。
1. 当該施設が、2004年8月1日から2012年12月31日までの間に改修された場合
 2. 当該施設の発電能力が、改修により15%以上増大した場合
 3. 改修後、良好な環境状態が達成されたこと、

又は、従前の状態よりも環境状態が著しく改善したことが証明された場合

第3条第4項の規定にかかわらず、第1文が規定する前提を満たす出力5メガワット超の水力発電施設は、新たに稼動したものとみなす。既に存在している閘門又は水門と近接して設置された施設の最初の稼動についても、第1文にいう改修とみなす。補償されるのは、改修によってもたらされた追加的な電力量のみとする。補償額は次の各号のとおりとする。

1. 出力500キロワット以下の施設については、1キロワット時につき7.67セント以上
 2. 出力10メガワット以下の施設については、1キロワット時につき6.65セント以上
 3. 出力20メガワット以下の施設については、1キロワット時につき6.10セント以上
 4. 出力50メガワット以下の施設については、1キロワット時につき4.56セント以上
 5. 出力50メガワット超の施設については、1キロワット時につき3.70セント以上
- 施設が2004年7月31日以前に5メガワット以下の出力であった場合には、この出力に対応する電力について、第1項の規定に基づき追加的な補償が行われる。
- (3) 官庁が施設に与えた水法上の許可を提示することは、第1項第2文及び第2項第1文第3号にいう良好な環境状態が達成されたこと又は従前の状態よりも環境状態が改善されたことの証明とみなす。
 - (4) 第2項の規定に基づく最低補償額は、2005年1月1日を起点として、これ以降に新たに稼動した施設については、前年に新たに稼動した施設に対する補償額を基準として1年ごとに1%ずつ減じ、かつ、小数点以下第3位を四捨五入する。
 - (5) 第1項から第4項までは、貯水池式水力発電施設 (Speicherkraftwerk) によって生産された電力には適用しない。

第7条 廃棄物ガス、汚泥ガス及び坑内ガスにより生産された電力に対する補償

(1) 廃棄物ガス変換発電施設、汚泥ガス発電施設及び坑内ガス発電施設によって生産された電力に対する補償額は次の各号のとおりとする。

1. 出力500キロワット以下の施設については、1キロワット時につき7.67セント以上
2. 出力5メガワット以下の施設については、1キロワット時につき6.65セント以上

出力5メガワット超の坑内ガス発電施設によって生産された電力に対する補償額は、1キロワット時につき6.65セントとする。ガス系統から取得したガスは、取得した量が、この法律の適用範囲における他の場所でガス系統に供給された廃棄物ガス、汚泥ガス及び坑内ガスの量に熱換算で対応している範囲で、廃棄物ガス、汚泥ガス及び坑内ガスとみなす。

(2) 第1項の規定に基づく最低補償額は、第1項第3文の規定に基づいて供給されたガスが、天然ガスの品質に基づいて選別され、又は、電力が燃料電池 (Brennstoffzellen)、ガスタービン (Gasturbinen)、スチームエンジン (Dampfmaschinen)、ORC 施設 (Organic-Rankine-Anlagen)、混合媒体サイクル発電システム (Mehrstoffgemisch-Anlage) のうち特にカリナサイクル発電システム (Kalina-Cycle-Anlage) 若しくはスターリングエンジン (Stirling-Motoren) を用いて生産されている場合には、1キロワット時につき2セントずつ増額する。前文の規定を技術水準に適応させることを目的として、連邦環境・自然保護・原子炉安全省は、連邦消費者保護・食糧・農業省及び連邦経済・労働省の同意を得て、法規命令により、第1文にいうその他の手続若しくは技術を指定し、又は、指定された個別の手続若しくは技術を第1文の適用範囲から除外する権限を与えられる。

- (3) 第1項の規定に基づく最低補償額は、2005年1月1日を起点として、これ以降に新たに稼動した施設については、前年に新たに稼動した施設に対する補償額を基準として1年ごとに1%ずつ減じ、かつ、小数点以下第3位を四捨五入する。

第8条 バイオマスにより生産された電力に対する補償

- (1) 第7項の規定に基づき制定される法規命令にいうバイオマスを主として使用する、出力20メガワット以下の施設で生産された電力に対する補償額は、次の各号のとおりとする。

1. 出力150キロワット以下の施設については、1キロワット時につき11.5セント以上
2. 出力500キロワット以下の施設については、1キロワット時につき9.9セント以上
3. 出力5メガワット以下の施設については、1キロワット時につき8.9セント以上
4. 出力5メガワット超の施設については、1キロワット時につき8.4セント以上

施設が、2002年8月15日の使用済木材政令(連邦法律公報第I部3302ページ)にいう使用済木材も使用するものである場合には、第1文の規定にかかわらず、補償額は1キロワット時につき3.9セントとする。ガス系統から取得したガスは、取得した量が、この法律の適用範囲における他の場所でガス系統に供給されたバイオマスの量に熱換算で対応している範囲で、バイオマスとみなす。

- (2) 次の各号に掲げる条件が満たされた場合には、第1項第1文第1号及び第2号の規定に基づく最低補償額は、1キロワット時につき6.0セントずつ増額し、第1項第1文第3号の規定に基づく最低補償額は、1キロワット時につき4.0セントずつ増額する。

1. 電力が、主として次の各号のいずれかが規定する原料により生産される場合

- a) 植物又は植物成分であって、農業、林業若しくは園芸業の経営の中で、若しくは景観保護の枠組みで発生し、かつ、収穫、貯蔵若しくは利用のためにバイオマス施設の中で行われる選別若しくは改変の対象でないもの

- b) 欧州委員会の2003年5月12日の規則808/2003 (EU官報Lシリーズ117号1ページ)により改正された、人間の飲食のためではない特定の副産物に関する衛生規定を含む欧州議会及び理事会の2002年10月3日の規則1774/2002 (EC官報Lシリーズ273号1ページ)にいう水肥、又は、2003年12月23日の法律(連邦法律公報第I部2924ページ)の第2条によって最終的に改正された、連邦法律公報第III部分類番号612-7で整理され、公布された条文の、蒸留酒及びワインの独占に関する法律の第25条にいう、蒸留酒製造の過程で生じる、同法第5条第2項第3号若しくは第3項第3号の規定に基づく再利用義務が発生しない蒸留残滓

- c) 前2号に規定する原料の両方

2. 第1号の規定に基づく原料を主として使用するバイオマス施設が認可され、又は、認可がなかった場合において、施設管理運営者が、申告により、かつ、使用されている素材の種類、量及び出所に関する証明文書を付した使用原料日誌(Einsatzstoff-Tagebuch)により、他の原料が使用されていないことを証明したとき
3. 同一の場所で、他の原料から電力を生産するバイオマス施設が運営されていない場合電力が木材の燃焼によって得られたものである場合には、第1文の規定にかかわらず、第1項第1文第3号の規定に基づく最低補償額は1キロワット時につき2.5セントずつ増額される。第1文の規定に基づく最低補償額の義

務は、第1文の規定する前提条件が満たされた時点から発生する。第1文の規定する前提条件がもはや満たされない状態になった場合には、増額された補償を請求する権利は、確定的に消滅する。

- (3) 第1項第1文の規定に基づく最低補償額は、対象が熱電供給法第3条第4項にいう電力であり、かつ、配電事業者に対し、地域熱供給協会 (Arbeitsgemeinschaft für Wärme und Heizkraftwirtschaft - AGFW) により編集された「基準 FW308熱電供給施設の証明 - 熱電供給電力調査 (2002年11月)」(連邦官報 218a号 2002年11月22日) に対応した証明書が提出された範囲において、1キロワット時につき2.0セントずつ増額される。電力の生産者は、出力が2メガワット未満である一連の熱電供給施設については、熱出力 (thermische Leistung) 並びに電気出力 (elektronische Leistung) 及び熱電比 (Stromkennzahl) が判明する適当な文書をもって、第1文の規定に基づく証明書に代えることができる。
- (4) 電力が、熱電供給により運営され、かつ、バイオマスを経科学的ガス化若しくは乾燥発酵により変換している施設で得られており、電力生産に使用されるガスが天然ガスの品質に基づいて選別されており、又は、電力が、燃料電池、ガスタービン、スチームエンジン、ORC 施設、混合媒体サイクル発電システムのうち特にカーナサイクル発電システム若しくはスターリングエンジンを用いて生産されている場合には、第1項第1文第1号から第3号までの規定に基づく最低補償額は、1キロワット時につき2.0セントずつ増額される。前文の規定を技術水準に適応させることを目的として、連邦環境・自然保護・原子炉安全省は、連邦消費者保護・食糧・農業省及び連邦経済・労働省の同意を得て、法規命令により、第1文にいうその他の手続若しくは技術

を指定し、又は、指定された個別の手続若しくは技術を第1文の適用範囲から除外する権限を与えられる。

- (5) 第1項の規定に基づく最低補償額は、2005年1月1日を起点として、これ以降に新たに稼動した施設については、前年に新たに稼動した施設に対する補償額を基準として1年ごとに1.5%ずつ減じ、かつ、小数点以下第3位を四捨五入する。
- (6) 2007年1月1日以降に稼動した施設で生産された電力については、第7項の規定に基づいて制定される法規命令にいうバイオマス又はメチルエステル化燃料 (Pflanzenölmethyl-ester) が主たる点火剤及び燃焼剤として使用されていない場合には、補償義務は課されない。2006年12月31日以前に稼動した施設については、2007年1月1日以降においても、必要な化石燃料起源の点火剤及び燃焼剤が占める部分をバイオマスにより生産した電力とみなす。
- (7) 連邦環境・自然保護・原子炉安全省は、連邦消費者保護・食糧・農業省及び連邦経済・労働省の同意を得て、連邦参議院の同意を要する法規命令により、バイオマスとみなされる原料、電力生産に用いることを許される技術的手続及び満たすべき環境上の条件について、規定を設ける権限を与えられる。

第9条 地熱により生産された電力に対する補償

- (1) 地熱発電施設によって生産された電力に対する補償額は、次の各号のとおりとする。
1. 出力5メガワット以下の施設については、1キロワット時につき15セント以上
 2. 出力10メガワット以下の施設については、1キロワット時につき14セント以上
 3. 出力20メガワット以下の施設については、1キロワット時につき8.95セント以上

4. 出力20メガワット超の施設については、1キロワット時につき7.16セント以上

- (2) 第1項の規定に基づく最低補償額は、2010年1月1日を起点として、これ以降に新たに稼動した施設については、前年に新たに稼動した施設に対する補償額を基準として1年ごとに1%ずつ減じ、かつ、小数点以下第3位を四捨五入する。

第10条 風力により生産された電力に対する補償額

- (1) 風力によって生産された電力に対する補償額は、第3項に規定する場合を除き、1キロワット時につき5.5セント以上とする。稼動後5年間は、この期間中に、この法律の附則に定める基準施設の計算上の生産量（基準生産量）の150%を達成した施設によって生産された電力に対する、第1文の規定に基づく補償額は、1キロワット時につき3.2セントずつ増額する。それ以外の施設については、この期間は、生産量が基準生産量の150%を0.75%下回るごとに2月ずつ延長される。

- (2) 第1項第3文の規定にかかわらず、次の各号に該当する施設によって生産された電力については、第1項第2文の規定に基づく期間は、生産量が基準生産量の150%を0.6%下回るごとに2月ずつ延長される。

1. 同一の郡内にあり、1995年12月31日までに稼動し、更新され、又は、改修された施設
2. 出力が3倍以上に増加した施設（リパワリング施設）

- (3) 海岸線から沖合3海里以遠に設置された風力発電施設（オフショア施設）によって生産された電力に対する補償額は、1キロワット時につき6.19セント以上とする。連邦遠洋航海・水理庁発行の縮尺37万5000分の1の「ドイツ北海沿岸及び隣接する海岸」地図番号2920（1994年12版）及び「ドイツバルト海沿

岸及び隣接する海岸」地図番号2021（1994年12版）に表記された海岸線を海岸線とみなす。^(原注2)2010年12月31日までに稼動した施設によって生産された電力に対する、第1文の規定に基づく補償額は、稼動後12年間は、1キロワット時につき2.91セントずつ増額する。海岸線から沖合12海里以遠で、かつ、水深20メートル以上の場所に設置された施設によって生産された電力については、海岸線からの距離が12海里を超えるごとに1海里につき0.5月ずつ、水深が20メートルを超えるごとに1メートルにつき1.7月ずつ、それぞれ延長される。

- (4) 第5条第1項の規定にかかわらず、予定した設置場所で基準生産量の60%以上の電力を生産することを稼動前に証明していない施設については、配電事業者は、当該施設によって生産された電力に対して補償を行う義務を負わない。施設管理運営者は、配電事業者に対し、配電事業者の同意を得て委託した専門家によりこの法律の附則の規定を基準として作成された鑑定書の提出をもって、証明を行わなければならない。施設管理運営者の要求後4週間以内に配電事業者が同意しなかった場合には、連邦環境庁は、風力エネルギー協会（FGW）の意見を聞いた後に、専門家を決定する。鑑定のコストは、施設管理運営者と配電事業者が折半してこれを負担する。

- (5) 第1項の規定に基づく最低補償額は2005年1月1日を起点として、また、第3項の規定に基づく最低補償額は2008年1月1日を起点として、それぞれの日以降に新たに稼動した施設については、前年に新たに稼動した施設に対する補償額を基準として1年ごとに2%ずつ減じ、かつ、小数点以下第3位を四捨五入する。

- (6) 連邦環境・自然保護・原子炉安全省は、第1項から第4項までの規定を実施するために、

法規命令により、基準生産量を調査し、かつ、適用するための規定を設ける権限を与えられる。

- (7) 第1項から第6項までの規定は、ドイツの排他的経済地域又は沿岸海域であって、連邦自然保護法第33条第2項と結びついた第38条の規定に基づき、又は、州の法律に基づき、自然及び景観の保護区域と規定された場所への設置が2005年1月2日以降に承認された風力発電施設によって生産された電力には適用しない。第1文の規定は、連邦環境・自然保護・原子炉安全省が、欧州共同体の委員会に対し、欧州共同体にとって重要な地域又は欧州野鳥保護地域として指定した地域にも、当該地域が保護下に置かれるまでの間適用される。

第11条 太陽放射エネルギーにより生産された電力に対する補償

- (1) 太陽放射エネルギーにより電力を生産するための施設によって生産された電力に対する補償額は、1キロワット時につき45.7セントとする。
- (2) 施設が、主として建物又は遮音壁に接して、又は、その上に設置されている場合には、補償額は次の各号のとおりとする。
1. 出力30キロワット以下の施設については、1キロワット時につき57.4セント以上
 2. 出力30キロワット超の施設については、1キロワット時につき54.6セント以上
 3. 出力100キロワット超の施設については、1キロワット時につき54.0セント以上
- 第1文の規定に基づく最低補償額は、施設が、建物の屋上に設置されていないもの又は建物の屋根として設置されていないものであって、かつ、当該建物の本質的な構成部分となっている場合には、1キロワット時につき5.0セントずつ増額される。建物は、独立して使用

可能で、覆いを設けられた建築上の施設であって、人が立ち入ることができ、かつ、人、動物又は物の保護に適しており、又は、そのことを用途とするものでなければならない。

- (3) 施設が、太陽光発電以外の目的を優先して設置された建築上の施設に接していないもの又はその上に設置されていないものである場合には、配電事業者は、次の各号のいずれかに該当するときのみ、補償を行う義務を負う。
1. 施設が、2014年12月31日以前に、建設法典第30条にいう地区整備計画の適用範囲で稼動しているとき。
 2. 施設が、2014年12月31日以前に、建設法典第38条第1文の規定に基づく手続が実施される土地で稼動しているとき。
- (4) 太陽光発電施設の設置を目的の一として2003年9月2日以降に作成され、又は、修正された地区整備計画の適用範囲に設置された施設で、第3項の規定に基づくものによって生産される電力については、配電事業者は、次の各号のいずれかに該当するときのみ、補償を行う義務を負う。
1. 当該施設が、地区整備計画の作成又は修正に関する決定が下された時まで、既に浸透防止措置が施された (versiegelt) 土地にある場合
 2. 当該施設が、経済的利用又は軍事的利用から転換された土地にある場合
 3. 当該施設が、地区整備計画で当該施設を設置することが予定されており、かつ、当該地区整備計画の作成又は修正の決定が下される以前に農地として利用されている緑地にある場合
- (5) 第1項及び第2項第1文の規定に基づく最低補償額は、2005年1月1日を起点として、これ以降に新たに稼動した施設については、前年に新たに稼動した施設に対する補償額を

基準として1年ごとに5%ずつ減じ、かつ、小数点以下第3位を四捨五入する。2006年1月1日を起点として、第1項の規定に基づく施設に対する第1文の規定に基づく基準率は、6.5%に引き上げられる。

- (6) 第3条第2項第2文の規定にかかわらず、同一の建物に接していない、又は、同一の建物の上に設置されてはいない複数の光起電力施設であって、連続する6月以内に稼動したものについては、後から稼動した施設に対するこの条の第2項の規定に基づく補償額を確定する際には、当該施設が、その運営のために技術的に必要な共通の設備又は建築上の施設と直接的に結合していない場合にも、単一の施設とみなす。

第12条 買取り、伝送及び補償のための共通規定

- (1) 配電事業者は、第4条及び第5条の規定に基づく義務を、契約の締結によらずに達成することを許される。
- (2) 第6条から第11条までの規定が施設の出力により異なる最低補償額を定めている範囲で、補償額は、施設の出力に応じて適用される限界値に対応して定められる。第3条第5項の規定にかかわらず、第6条から第9条までの規定に基づいて割り当てられている限界値については、各暦年において第4条第1項又は第5項の規定に基づいて買い取られる電気の量の総計から、施設の稼動前及び最終的な停止の後の期間を除いた各暦年における時間数の総計を除いた商を、第1文にいう出力とみなす。
- (3) 最低補償額は、稼動の時点から、稼動した年を含む20年間、支払われなければならない。第1文の規定にかかわらず、第6条第1項の規定に基づく施設によって生産された電力に対する最低補償額については稼動の年を含め

て30年間、また、第6条第2項の規定に基づく施設によって生産された電力に対する最低補償額については稼動の年を含めて15年間、それぞれ支払われなければならない。

- (4) 第5条の規定に基づく施設管理運営者の補償請求権と、配電事業者の債権との相殺は、当該債権が、争いがなく、又は、法律上効力を有するものであることが確認されている限りにおいてのみ認められる。2002年4月5日の法規命令(連邦法律公報第I部1250ページ)の第1条第1項第11号によって最終的に改正された、1979年6月21日の小口顧客の電力供給の一般的条件に関する法規命令(連邦法律公報第I部684ページ)第31条の規定に基づく相殺禁止は、この法律の規定に基づく請求権との相殺が行われる限りにおいて、適用されない。
- (5) 施設管理運営者の申立てにより、本案訴訟を管轄する裁判所は、衡平な裁量をもって事案ごとの状況を考慮し、仮処分により、第4条及び第5条に規定する請求権の債務者が、施設を暫定的に接続し、及び、電力を買い取り、かつ、当該電力に対し、衡平かつ正当とみなされる額での割賦の方法により支払いを行うことを定めることができる。民事訴訟法第935条及び第940条の規定する前提条件が満たされていない場合にも、仮処分をすることができる。
- (6) 複数の施設によって生産された電力は、共通の測定設備(Messeinrichtung)を介して通算することができる。この場合において、それぞれの施設に対する最低補償額が異なるときは、その額の算定は、個々の施設の出力を基準として行う。最低補償額が異なる複数の施設によって生産された電力が、共通の測定設備を介して通算される場合には、風力発電施設への電力量の配分は、それぞれの施設の基準生産量に応じて行われる。

- (7) 第6条から第11条までの規定に基づく最低補償額には、売上税は含まれない。

第13条 配電網の費用

- (1) 再生可能エネルギー又は坑内ガスから電力を生産するための施設、及び、供給され、かつ、購入された電氣的仕事量を把握するために必要な測定設備を、系統の技術的及び経済的に最も有利な地点で接続するために必要な費用は、施設管理運営者が負担する。既に系統連系が行われている土地にある、出力の合計が30キロワット未満の一又は複数の施設においては、当該土地の系統との接続地点を最も有利な接続地点とみなすが、配電事業者が当該施設に別の接続地点を割り当てた場合には、当該配電事業者は、その結果生じる追加費用を負担する義務を負う。連系の実施及び系統の安全に必要な他の設備は、個々の場合において必要な配電事業者の技術的要求及びエネルギー経済法第16条の規定に適合していなければならない。施設管理運営者は、施設の連系並びに測定設備の設置及び運営を、配電事業者又は専門的知識を有する第三者に行わせることができる。
- (2) 新たに接続され、再稼動し、拡張され、又は、他の方法で改修された、再生可能エネルギー又は坑内ガスから電力を生産するための施設のみのために必要とされる、再生可能エネルギーから生産される電力の買取り及び伝送のための、第4条第2項にいう系統の拡張に必要な費用は、当該拡張を必要とする配電事業者が負担する。配電事業者は、実際に必要な投資額を、個々の場合における費用を明らかにして説明しなければならない。配電事業者は、自らが負担する費用を、系統利用の対価を調査する際に算入することができる。

第14条 連邦全体での調整に関する規定

- (1) 送電系統運用者は、第5条第2項の規定に基づき補償されるエネルギー量の、それぞれに異なる量及びその時間的な推移並びに補償支払額を把握し、エネルギー量を遅滞無く相互に暫定的に調整し、並びに、補償支払額をこの条の第2項の規定を基準として通算する義務を負う。
- (2) 送電系統運用者は、毎年9月30日までに、自らが前年に第5条の規定に基づいて買い取り、補償し、かつ、第1項の規定に基づき暫定的に調整したエネルギー量及び電力供給事業者が当該送電系統運用者の事業展開地域において前年に最終消費者に供給したエネルギー量の、エネルギーの総量に占める割合を調査する。平均値を上回る量の買取りを行った送電系統運用者は、他の送電系統運用者に対し、当該送電系統運用者が平均値に対応するエネルギー量を買取るまで、第6条から第12条までの規定に基づく買取り及び補償を請求する権利を有する。
- (3) 電力を最終消費者に供給する電力供給事業者は、第1項及び第2項の規定に基づいた、当該電力供給事業者に対し通常の間責任を負っている送電系統運用者によって買い取られた電力を、適時に公表され、第5条と結びついた第4条の規定に基づいて実際のものとはほぼ等しい値に調整された電力買取量を基準として、買取り、かつ、補償する義務を負う。第1文の規定は、自らが供給した電力の総量の50%以上が第6条から第11条までにいう電力である電力供給事業者には適用しない。第1文の規定に基づいて買い取られる電力の量は、各電力供給事業者が供給する当該電力の量が相対的に等しい割合になるよう定められなければならない。買取義務量（割合）は、第5条第2項の規定に基づいて補償された電力の、最終消費者に販売された電力に対する

比率に応じて割り当てられる。第1文にいう補償の金額は、第5条の規定に基づいて、すべての配電事業者によって、キロワット時単位で、当該四半期の一期前の四半期に支払われた補償額の予測平均値から、第5条第2項第2文の規定に基づいて差し引かれた系統利用の対価を控除した値を基に算出する。送電系統運用者は、第1文の規定に基づく電力供給事業者に対する請求権の効力を、電力の供給を行った翌年の10月31日までに発生させる義務を負う。エネルギー量と補償額の実際の調整は、翌年の9月30日までに、月割により行われる。第1文の規定に基づき買い取られた電力は、当該電力が、再生可能エネルギーから生産された電力として、又は、これに類する電力として販売されるものである限りにおいて、第5文の規定に基づき支払われた補償額を下回る額で販売することは許されない。

- (4) 第2項第1文又は第3項の規定に基づく通算を行った後に下された、本案訴訟での裁判所の確定判決により、通算のエネルギー量又は補償額に変更が生じた場合には、この変更は、次に通算を行う際に考慮しなければならない。
- (5) 見込まれる補償額の調整は、月割により行われなければならない。
- (6) 送電系統運用者でない配電事業者及び電力供給事業者は、第1項から第5項までの規定に基づく算定に必要なデータを遅滞無く利用可能とし、かつ、4月30日までに前年分に対する最終的な通算結果を提出する義務を負う。配電事業者及び電力供給事業者は、最終的な通算結果が、第1文の規定に基づき6月30日までに、又は、第2項の規定に基づき10月31日までに、公認会計士又は宣誓帳簿検査士によって証明されるよう求めることができる。施設管理運営者は、前年の最終的な通算に必要なデータを、翌年の2月28日までに利用可

能とする義務を負う。

- (7) 電力供給事業者以外の第三者から電力を入手した最終消費者は、第2項及び第3項にいう電力供給事業者と同等とする。
- (8) 連邦環境・自然保護・原子炉安全省は、連邦経済・労働省の同意を得て、法規命令により、次の各号について、規定を設ける権限を与えられる。
1. 第1項の規定に基づく調整における、組織及び時間に関する処理のうち、特に当該処理に責任を負う者の決定、並びに、調整されるエネルギー量及び負荷の推移に関する最善かつ平等な予測の確実な実施
 2. 第3項の規定に基づく統一的な電力買取量の確定又は調査、確定又は調査を行う時期、並びに、当該の電力買取量及びその基となったデータの公表方法
 3. 第6項の規定に基づく必要なデータ及び当該データの準備方法についての詳細の決定

第15条 透明性

- (1) 電力を最終消費者に供給する配電事業者及び電力供給事業者並びに両者の連合体は、第14条第3項第1文及び第5文の規定に基づいて支払われる補償金と、そのキロワット時あたりの平均的な電力購入費用、又は、自らの系統に連系された電力供給事業者の、直前の事業年度におけるキロワット時あたりの平均的な電力購入費用との間の差額（差額費用）を、公認会計士又は宣誓帳簿検査士の証明書を公開することで証明した場合には、当該差額を第三者に対して表示する権利を与えられる。差額費用を表示する際には、第1文の規定に基づく権利の基礎となる再生可能エネルギー又は坑内ガスから生産された電力のキロワット時数が、同一の方法で併せて表示されなければならない。系統利用の対価に算入されうる費用を区分して表示することは許され

ない。

- (2) 配電事業者は、第14条の規定に基づく調整されるエネルギー量及び補償額の調査に必要な事項を、翌年の9月30日までに公表する義務を負う。公表事項から、当該配電事業者が連系する系統から買い取ったエネルギー量、並びに、当該配電事業者が最終消費者、配電事業者、及び、電力を最終消費者に供給する電力供給事業者に売り渡し、又は、自ら消費したエネルギー量が明らかでなければならない。連邦環境・自然保護・原子炉安全省は、連邦消費者保護・食糧・農業省及び連邦経済・労働省の同意を得て、法規命令により、公表義務の細目について規定する権限を与えられる。
- (3) 透明性の向上及び連邦全体での調整機構の簡素化を目的として、第3文の規定に基づく法規命令により、再生可能エネルギー又は坑内ガスから電力を生産するための施設を登録すべき公的な記録簿（施設登録簿）を作成することができる。登録に対し、第3文の規定に基づく法規命令の規定を基準として手数料を徴収することができる。連邦環境・自然保護・原子炉安全省は、法規命令により、施設登録簿の管理を下位の連邦官庁に行わせ、又は、私法上の法人に委任し、並びに、施設登録簿の構成、登録されるべき情報、登録の手続、データ保護、データの公表並びに手数料の徴収及びその金額について、詳細を定める権限を与えられる。

第16条 調整に関する特則

- (1) 連邦経済・輸出管理庁は、この法律の目的が損なわれず、かつ、電力消費者全体の利益に適合する限りにおいて、申立てにより、電力購入機関のために、第14条第3項第1文の規定に基づく、電力供給事業者によって製造業企業又は鉄道会社である最終消費者に再販

売される電力の量を、当該企業への電力の再販売から生じる費用を低減させることを目的として制限する。

- (2) 製造業企業における制限は、直前の事業年度に次の各号に掲げる事実が証明された限りにおいてのみ、行うことが許される。
1. 第14条第3項の規定に基づき電力供給事業者が購入し、その後、電力購入機関において自ら消費された電力が10ギガワット時を超えたこと。
 2. 連邦統計局の部門別統計4、シリーズ4.3 (2003年6月)^(原注3)の定義に基づく企業の総付加価値に対する電力費用の割合が15%を超過したこと。
 3. 第14条第3項第1文の規定に基づく電力の量が、持分に応じて当該企業に再販売され、かつ、当該企業が当該電力を自ら消費したこと。
 4. 当該企業が、第15条第1項にいう差額費用を支払ったこと。

電力供給事業者は、製造業企業の申立てにより、持分に応じて再販売された電力の量並びに差額費用及びその算出の基礎となったデータを、直前の事業年度に対する公認会計士又は宣誓帳簿検査士の証明書を公開することで、連邦経済・輸出管理庁に対し遅滞無く証明する義務を負い、その証明の費用は最終消費者である企業が負担する。第1文第3号の規定する前提条件及び差額費用の証明は、証明書の公開で行い、第1文の規定する他の前提条件の証明は、電力供給契約及び直前の事業年度の電力勘定並びに直前の事業年度の年次決算に基づく公認会計士又は宣誓帳簿検査士の鑑定書の公開で行う。電力購入機関とは、製造業企業の、一又は複数の受電点(Entnahmepunkte)で配電事業者の系統に接続された同一構内で隣接しているすべての電力関連施設をいう。第1文から第4文までの規定は、

製造業企業の独立した一部門に準用する。

- (3) 鉄道会社に対しては、次の各号の規定を基準として、第2項第1文第1号、第3号及び第4号並びに第2文から第4文までの規定を準用する。

1. 鉄道輸送における運送事業に直接消費される電力量が考慮されなければならない。
2. 電力購入機関とは、鉄道会社が行う鉄道輸送における運送事業のために電力を消費する機関の総体をいう。

- (4) 持分に応じて再提供される電力を制限するために、第2項第1文第1号又は第3項第2号の規定に基づく電力購入機関に適用される数値が百分比で定められる。百分比は、第14条第3項第1文及び第5文の規定に基づいて行われる補償の基礎となる、持分に応じて再提供された電力量に対する差額費用が、1キロワット時につき0.05セントとなるよう定められなければならない。前文の規定は、第2項第1文第1号にいう電力の購入量が100ギガワット時を下回り、又は、総付加価値に対する電力費用の割合が20%を下回っている企業、及び、鉄道会社に対しては、直前の事業年度において、第2項第1文第3号又は第3項第2号の規定に基づく当該の電力購入機関が買い取り、かつ、自ら消費した電力の10%を超える部分についてのみ適用し、超過したことの証明は、第2項第3文の規定を適用して行わなければならない。企業が、第2項第2文の規定に基づく証明の時点において、複数の電力供給事業者から電力の供給を受けている場合には、第1文にいう制限は、それぞれの電力供給事業者が、最終消費者としての当該電力購入機関に供給している電力量を基準として、持分に応じて、それぞれの電力供給事業者に適用し、企業は、持分の算出に必要な情報を電力供給事業者が利用できるようにしなければならない。この規定により行わ

れる優遇措置が、すべての鉄道会社に対する金額の合計で2000万ユーロを超えた場合には、第1項の規定にかかわらず、鉄道会社に対する百分比は、この金額を超過しないよう定められなければならない。

- (5) 第14条第3項第4文の規定に基づく割合及び第14条第3項第5文の規定に基づく補償額の平均値に基づいて、この規定による優遇を受けない最終消費者に提供される電力量が、この規定を適用した結果、百分比の決定を行う前年のデータを10%以上上回った限りにおいて、第6項の規定に基づく申立てが第2項又は第3項の規定に基づく前提条件を満たしている企業については、第4項第5文の規定にかかわらず、第4項第2文の規定に基づく百分比は、この値を超過しないよう定められなければならない。第21条第6項にいう、既に2004年12月31日の前後にまたがって適用されている決定により補償された電力の量が、考慮されなければならない。
- (6) 第2項又は第3項の規定に基づく完全な申立書を含む申立て並びに電力供給事業者及び通常の責任を負っている送電系統運用者による申告は、その年の6月30日までに行われなければならない（除斥期間）。決定は、申立人及び通常の責任を負っている送電系統運用者に対して下される。決定は、翌年の1月1日から1年間有効とする。従前の決定により発生している効果は、第2項第1文第2号及び第4項第3文の規定に基づく総付加価値に対する電力費用の算出に際しては考慮しない。
- (7) 連邦経済・輸出管理庁は、この法律により委任される、連邦環境・自然保護・原子炉安全省の専門的な監督に服する。
- (8) 関係する電力購入機関において、申立てを行っている最終消費者に対し通常の責任を負っている、第14条第3項第1文の規定に基づく送電系統運用者の、関係する電力供給事

業者に対する請求は、連邦経済・輸出管理庁の決定に応じて、第1項から第6項までの規定に基づき制限され、送電系統運用者は、この制限を、第14条第2項が規定する範囲において考慮しなければならない。

- (9) 第1項から第8項までの規定の適用は、第20条の規定に基づく経過報告の対象とする。

第17条 出所証明書

- (1) 施設管理運営者は、環境監査法の規定に基づき、電力生産の分野で環境鑑定人又は環境鑑定組織として活動することを許された者又は組織に、再生可能エネルギーから生産された電力の出所証明書を発行させることができる。

- (2) 出所証明書は、次の各号に規定する事項を含んでいなければならない。

1. 電力の生産に使用されたエネルギーの種類及びその本質的な構成比率で、2003年4月16日の加盟条約（EU官報Lシリーズ236号586ページ）により最終改正された、再生可能エネルギー源からの電力生産を支援するための2001年9月27日の欧州議会及び理事会の指令2001/77/EG（EC官報Lシリーズ283号33ページ）にいう、再生可能エネルギーから生産された電力の割合が明らかにされているもの

2. バイオマスの使用に際しては、第8条第7項の規定に基づく法規命令にいうバイオマスが主として用いられているか否か

3. 施設管理運営者の名称及び宛先

4. 当該施設で生産された電力の量、電力が生産された期間及び当該電力が第5条から第12条までの規定に基づきどの程度補償されたか

5. 当該施設の所在地、出力及び稼働期間

- (3) 出所証明書は、第2項の規定に基づく必要事項が完全に満たされている場合にのみ、利

用することを許される。

第18条 重複販売の禁止

- (1) 再生可能エネルギー又は坑内ガスから生産された電力、ガス系統に供給された廃棄物ガス、汚泥ガス若しくは坑内ガス並びにバイオマスから生産されたガスを、繰り返し販売し、又は、他の方法により譲渡することは許されない。

- (2) 第5条から第12条までの規定に基づく補償を請求する施設管理運営者が、再生可能エネルギー又は坑内ガスから生産された電力の証明書を他人に利用させることは許されない。施設管理運営者が、再生可能エネルギー又は坑内ガスから生産された電力の証明書を他人に利用させた場合には、当該証明書が証明する電力について、第5条から第12条までの規定に基づく補償を請求することは許されない。

第19条 紛争処理機関

この法律の紛争及び適用問題を処理するために、連邦環境・自然保護・原子炉安全省は、当事者が参加することが可能な紛争処理機関を設置することができる。

第20条 経過報告

- (1) 連邦環境・自然保護・原子炉安全省は、ドイツ連邦議会に対し、2007年12月31日まで及びその後4年ごとに連邦消費者保護・食糧・農業省及び連邦経済・労働省の同意を得て、再生可能エネルギー又は坑内ガスから電力を生産するための施設による電力の市場投入の状態及び当該施設における電力生産費用の推移について報告を行い、必要に応じて、この期間が経過した後に稼働した施設について、第6条から第12条までの規定に基づく補償の金額並びに技術の進歩及び市場の動向に応じた低減率を提出しなければならない。蓄電技

術並びに再生可能エネルギーの利用によって生じた自然及び景観に対する効果の環境評価も、経過報告の対象とする。

- (2) 2004年8月1日以降に施設を稼働させ、かつ、第5条から第12条までの規定に基づく補償を請求した施設管理運営者及び配電事業者は、第1項にいう電力生産費用の標本調査を行い、かつ、第14条の規定に基づく調整の仕組みを確実に機能させるために、連邦環境・自然保護・原子炉安全省及びその受託者に対し、求めに応じて、電力生産費用並びに第14条の規定に基づく調整エネルギー量及び補償額の調査に重要となる可能性のあるすべての事実について、正しい情報を公開する義務を負う。施設管理運営者及び配電事業者が商法典にいう商人(Kaufleute)である場合には、電力生産費用並びに調整エネルギー量及び補償額の調査に重要となる可能性のある事実の解明が可能となる限りにおいて、求めに応じて、商業帳簿が公開されなければならない。データ保護の原則が考慮されなければならない。

第21条 経過規定

- (1) 2004年7月31日までに稼働した施設によって生産された電力については、補償額、補償請求権の有効期間及び測定データの提供に関する従前の規定が、次の各号の規定を基準として適用されなければならない。
1. 水力発電施設によって生産された電力については、出力5メガワット以下の施設に対してのみ従前の規定を適用する。
 2. 2004年7月31日以前に出力が5メガワット以下であることを証明した流込式水力発電施設によって生産された電力については、当該施設が改修され、かつ、改修後に、良好な環境状態が達成されたこと、又は、従前の状態よりも環境状態が著しく改善され

たことが証明された場合には、第6条の規定を適用する。第6条第3項の規定を準用する。第3条第4項の規定にかかわらず、当該施設は、改修の終了をもって新規に稼働したものとみなす。

3. 2004年1月1日以降に稼働したバイオマス施設によって生産された電力については、2004年8月1日以降、第8条の規定に基づく補償額を適用する。
4. 2003年12月31日以前に稼働したバイオマス施設によって生産された電力についての最低補償額は、第8条第2項の規定を基準として増額する。
5. 2004年7月31日以前に稼働したバイオマス施設によって生産された電力については、第8条第6項第2文の規定を適用する。
6. 2000年4月1日以降に稼働した風力発電施設によって生産された電力について、基準生産量を算出する際には、第10条第1項に対する附則の規定を適用する。
7. 2003年12月31日以前に稼働した太陽放射エネルギーによって電力を生産する施設については、2003年12月22日の法律(連邦法律公報第I部3074ページ)により最終改正された、2000年3月29日の再生可能エネルギー法(連邦法律公報第I部305ページ)の第8条の規定が、2003年7月22日から施行されている文言で適用されなければならない。
8. 2004年1月1日以降に稼働した太陽放射エネルギーによって電力を生産する施設については、2003年12月22日の法律(連邦法律公報第I部3074ページ)により最終改正された、2000年3月29日の再生可能エネルギー法(連邦法律公報第I部305ページ)の第8条の規定が、2004年1月1日から施行されている文言で適用されなければならないが、同条第3項及び第4項の規定は、

2004年7月1日以降に稼動した施設によって生産された電力についてのみ適用されなければならない。

- (2) 第4条第1項第2文の規定は、施設登録簿の設置が連邦官報で公示された3月後に稼動している施設によって生産された電力についてのみ適用する。他の施設によって生産された電力については、第4条第1項第2文の規定は、配電事業者が、施設登録簿への接触に必要なデータを告知し、かつ、申請が行われなかった場合の法律上の効果に言及して、別途書面により催告を行ってから3月が経過した後適用する。
- (3) 2002年8月15日の使用済木材政令（連邦法律公報第I部3302ページ）にいうカテゴリAⅢ及びAⅣの使用済木材も使用し、かつ、2006年6月29日以前に稼動したバイオマス施設によって生産された電力については、第8条第1項第2文の規定の代わりに、第8条第1項第1文の規定が適用されなければならない。
- (4) 第10条第4項の規定は、2005年8月1日以降に稼動した施設についてのみ適用される。
- (5) 第8条第7項の規定に基づく法規命令が発せられるまでの間は、この法律においてそのような法規命令を参照している箇所については、2001年6月21日のバイオマス令（連邦法律公報第I部1234ページ）をもってこれに代える。第8条第6項の規定の適用を妨げない。
- (6) 第16条第6項第1文の規定にかかわらず、2004年における申立ては、8月31日に行われなければならない。2003年12月22日の法律（連邦法律公報第I部3074ページ）により最終改正された、2000年3月29日の再生可能エネルギー法（連邦法律公報第I部305ページ）の規定に基づく、調整に関する特則の範囲内における電力量の割合の制限に関する申立てのうち、2004年7月31日以前になされたものは、

当該申立てが、既に2004年8月1日の前後にまたがって電力量の割合が制限されている企業によってなされていない限りにおいて、このような申立てについて適用されていた従前の規定に基づいて処理され、かつ、決定されなければならない。2004年7月31日以前に申立人に告知される第2文の規定の適用を受ける、電力量の制限に関する連邦経済・輸出管理庁の決定は、第4文の規定に抵触することなく2004年12月31日まで延長される。第3文にいう決定で、2004年12月31日の前後にまたがって適用されるものは、当該企業が2004年8月31日以前に第16条第1項の規定に基づく申立てをし、かつ、当該申立ての却下が確定していない場合には、2005年1月1日以降効力を失う。

附則

（第10条第1項及び第4項関連）

1. 基準施設とは、当該施設に対して権限を有する機関によって測定された当該施設の出力特性曲線に対応して、基準生産量となる生産量が算出される、特定の型式の風力発電施設をいう。
2. 基準生産量とは、風力発電施設について、ハブ高も含む型式別に、当該の型式の施設が基準となる場所に設置された場合における、5年間の稼動から測定される出力特性曲線に基づいて計算した電力量をいう。基準生産量は、一般に認められた技術標準に基づいて調査されなければならない。基準生産量の調査の時点における、風力エネルギー推進協会（FGW）の風力発電施設に関する技術指針第5部の記述（原注4）に含まれている手続、原則及び計算方式がとられている場合には、一般に認められた技術標準が遵守されているものと推定する。
3. 風力発電施設の型式は、製造者が申し出た型式表示、ローター面積、定格出力及びハブ高

により決定される。

4. 基準となる場所とは、高度30メートルの年間平均風速を秒速5.5メートル、垂直断面における平坦性を0.1メートルとした場合におけるレイリー分布〔訳注：風速出現頻度〕を用いて決定された場所をいう。
5. 出力特性曲線とは、風力発電施設の各型式についての、ハブ高の違いを考慮に入れない、風速と出力との間の関係をいう。出力特性曲線は、一般に認められた技術標準に基づいて調査されなければならない、風力エネルギー推進協会（FGW）の、風力発電施設に関する技術指針第2部の、出力特性曲線の調査の時点における文言（原注5）に含まれている手続、原則及び計算方式がとられている場合には、一般に認められた技術標準が遵守されているものと推定する。これに類する手続に基づいて1999年12月31日以前に調査された出力特性曲線は、2002年1月1日以降に当該出力特性曲線が適用される型式の施設がこの法律の適用範囲において設置されない限りにおいて、第2文の規定に基づく出力特性曲線に代えることができる。
6. 施設が、予定した設置場所で基準生産量の60%以上の電力を生産可能であることを証明するための、第10条第4項の規定に基づく鑑定書は、物理的な設置場所を記述し、設置場所に特有な風力の測定結果又は近隣の風力発電施設（Windpark）の推定可能な稼働データを基礎とし、かつ、これらのデータを、評価の予測のために、長期的に存在する風力データバンクとするものでなければならない。エネルギー生産量の算定は、当該の風力発電施設の独立した発電量（freie Anströmung）を基準として行う。
7. この法律の目的のために、第5号の規定に基づく出力特性曲線を測定し、第2号の規定に基づく、基準となる場所における施設型式の

基準生産量を算定し、及び、第6号の規定に基づく、予定される設置場所において達成可能なエネルギー生産量を決定する権限を与えられるのは、技術指針「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」（DIN EN ISO/IEC 17025）2000年4月版（原注6）に対応し、国により承認され、又は、国の機関の参加の下に評価された信任機関に対応して、信任された機関とする。

第2章 環境監査法の改正

[略]

第3章 熱電供給法の改正

[略]

第4章 施行、失効

この法律は、公示の翌日から施行する。それと同時に、2003年12月22日の法律（連邦法律公報第I部3074ページ）により最終改正された、2000年3月29日の再生可能エネルギー法（連邦法律公報第I部305ページ）は失効する。

[原注]

- (1) この法律は、2003年4月16日の加盟条約により最終改正された、再生可能エネルギー源からの電力生産を支援するための2001年9月27日の欧州議会及び理事会の指令2001/77/EG（EC官報Lシリーズ283号33ページ）を国内法に転換するためのものである。
- (2) 公式参考文献。連邦遠洋航海・水理庁（郵便番号20359、ハンブルク市）で入手可能。
- (3) 公式参考文献。連邦統計局（郵便番号65180、ヴィースバーデン市）で入手可能。
- (4) 公式参考文献。風力エネルギー推進協会（郵便番号24103、キール市シュトレゼマン通り4番地）で入手可能。
- (5) 公式参考文献。風力エネルギー推進協会（郵便番号24103、キール市シュトレゼマン通り4番地）

で入手可能。

(わたなべ ただし・海外立法情報課)

- (6) 公式参考文献。ボイト出版社（郵便番号10772、ベルリン市）で入手可能。